

262 建設機械・鉱山機械製造業

2621 建設機械・鉱山機械製造業

主として建設工事，土木建設，鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業，他に分類されない一般産業用に使用される破碎機，摩砕機，選別機を製造する事業所をいう。

建設機械・同装置・部分品・附属品製造業；鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット，スペード，スチールなど）；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンパーカ製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造業；コンクリートミキサ製造業；ふるい分機製造業；破碎機製造業；選別機製造業；選鉱装置製造業；建設用トラクタ製造業；建設用クレーン製造業；建設用ショベルトラック製造業

×クレーン製造業（建設用を除く）[ 2533]；ダンプトラック製造業 [ 3111]；遠心分離機製造業 [ 2652 ]；ショベルトラック製造業（建設用を除く）[ 3159]